



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
Benzodiazepine YAKUGAI Association

情報提供書

(株)アスク・ヒューマン・ケア 取締役研修相談センター所長
Healing & Recovery Institute 所長
水澤 都加佐 様

令和2年6月5日
全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
情報提供人 代表 多田 雅史



代表

多田 雅史



「患者・行政・医療者の三者の協力」
を践じています

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
(Benzodiazepine YAKUGAI Association : BYA)

HP <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
〒461-0001
愛知県名古屋市長区泉1-1-35
ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所
事務所TEL : 052-953-6011、多田携帯 : 080-1566-3428
E-mail crosstada@fuga.ocn.ne.jp

BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

情報提供人	多田 雅史
	〒461-0001 愛知県名古屋市東区 1-1-35
	ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所内
	全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
	携帯 080-1566-3428*、電話 052-953-6011
被情報提供人	松本 俊彦
	〒187-8551 東京都小平市小川東町 4-1-1
	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 医師
	電話 042-341-2711

* 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。



拝啓

当会は、2017年11月に設立され、すでに300名余の会員がいるベンゾジアゼピン系薬物（向精神薬）の副作用による被害者の会です。当会は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（NCNP）の薬物依存研究部長の松本俊彦医師が提唱する「日本国内における違法薬物の非刑罰化・自由化」に対して、強く反対する立場から、同医師の意見が間違いであることについて、これまで複数回に、関係当局へ情報提供してきました。

今回、当会は、星和書店の「処方薬依存症の理解と対処法」を拝読し、水澤都加佐様が同書の監訳者であるため、本情報提供書をお送りすることにしました。同書の推薦のことばでは、埼玉県立精神医療センター副院長の成瀬暢也医師が、「近年、睡眠薬などの適量服用に象徴される処方薬の乱用・依存が深刻な問題となっている。医師が処方する治療薬という性格上、医原性の要素も強く、覚せい剤などの違法薬物とは異なる対応が必要である。」とされており、ベンゾジアゼピン系薬物の臨床現場における災禍が指摘されています。

一方、NCNPの松本俊彦医師は、ベンゾジアゼピンによる医療過誤裁判の被告側（国立研究開発法人国立循環器病研究センター）の協力医として、名古屋地方裁判所へ「松本意見書」（資料1）を提出しており、その中では、『**①** 医療上処方されたベンゾジアゼピンによる薬物依存は、誰も薬物依存と呼ばず、医学的治療の対象ではない。**②** ベンゾジアゼピンは薬物依存を生じず、医師の処方に従えば、ベンゾジアゼピンは薬物依存となる可能性は低い。**③** 自身の長年の診療経験において、ベンゾジアゼピン「常用量依存」の患者を1人も診断した経験がなく、「ベンゾジアゼピン常用量依存」という診断は「理念的診断」である。**④** ベンゾジアゼピンの離脱症状は、ベンゾジアゼピンの服用を中止すれば2～3週間で自然軽快するので、医学的治療の対象とはならない。**⑦** モルヒネをはじめとして、医療上、様々な医療用麻薬（オピオイド）が投与されているが、これらの患者のことを誰も薬物依存とは診断しないし、実際、薬物依存専門治療の対象とはならない。』（資料2）などとする意見書を提出しています。その内容は、松本俊彦医師が、2017年3月にベンゾジアゼピン系薬物の医薬品添付文書の改訂を審議した厚生労働省の審議会の参考人としての意見（資料3）とはまったく相違するものです。そして、同裁判所は、薬物依存研究の専門家の意見として「松本意見書」を採用して判決しています。しかも、松本俊彦医師は、「神奈川県立精神医療センターせりがや病院」に所



属していた時期があり、貴殿も同病院に在籍されていたことが同書に記録されています。

加えて、松本俊彦医師は、近年の我が国における大麻や覚醒剤などの違法薬物の蔓延の実態を顧みずに、違法薬物依存者の社会復帰を目的に、上記の「**日本国内における違法薬物の非刑罰化・自由化**」（資料4及び5）を、再三、提唱しており、日本を違法薬物大国に貶めかねない極めて危険な意見です。言うまでもなく、「医療行為」と「社会復帰支援」と「刑罰」は独立した別ものです。したがって、同医師のベンゾジアゼピン薬害の全否定及び違法薬物の容認姿勢に対し、当会は看過することができません。

当会は、我が国のベンゾジアゼピン系薬物における、①被害の実情の把握、②正確な副作用情報の提供、③治療方法の研究、④治療機関の設立、⑤専門知識を持つ医療者の育成及び⑥損害の賠償などについて、関係当局へ要望を繰り返しています。貴殿におかれましても、一層、国内の「**ベンゾジアゼピン薬害**」の問題を啓発していただきますようお願い申し上げます。

敬具

資料

1. 松本意見書
2. 松本俊彦意見書の要旨
3. 2017年3月17日薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会議事録（抄）
4. 違法薬物使用を非犯罪化し、治療・支援を__朝日新聞（薬物は罪ですか）
5. 「クスリをやった」と言える治療の場を（松本俊彦）__A E R A

以上